

タイ政府からの auto e-permission に関するお知らせ(仮訳)



許可書申請の必要がある食品事業者
「配合成分の届出義務がない低リスク食品製品」
ナムプラー、飲料水など

広報ニュース

2020年2月3日から

1. 新規申請及び電子形式の索引番号製品情報の修正申請の場合

- ・ 国内販売用に製造及び輸入する低リスク食品製品

現行 申請は食品・薬品管理局又は県の保健事務所の担当官の許可が必要

変更

- ・ 29区分は Auto e-Permission の許可
- ・ 20区分は担当官の許可が必要

- ・ 輸出用に製造する低リスク食品製品

現行 申請は食品・薬品管理局又は県の保健事務所の担当官の許可が必要

変更

全49区分が Auto e-Permission の許可

2. 紙形式の索引番号製品情報の修正申請の場合

現行 ソーボー.6 書式(紙)に証拠を添えて健康製品ワンストップサービスセンター、食品・薬品管理局、県の保健事務所の担当官に提出

変更

申請書 + 証拠の添付ファイルを “e submission システム” により提出
(許可された場合”電子形式のソーボー.7/1”で許可の証拠が得られる)

(注) この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、JETRO Bangkok が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じましても、JETRO は責任を負うことができませんのでご了承ください。

低リスク食品製品の許可を申請する場合、許可申請者が自分で法律に基づく製品の評価を行い、E-SUBMISSION システムにより申請書を提出する。許可形式として以下の2形式がある。

1. 29 区分の食品製品を対象とする自動形式の許可
2. 許可者の審査を経る必要がある許可 所用期間は 1-3 公務日で 20 区分の食品製品が対象

食品区分の詳細は下表の通り

**Auto e-permission システムにより提出する食品区分
(29 区分)**

1. コーヒー100%
2. 密閉容器入りの豆乳
3. 調理済み食品
4. 食塩
5. ナンプラー
6. 調理用食塩水
7. 大豆たんぱく質の分解により得られる調味製品
8. 特定種類のソース
9. 動物肉による製品
10. ピータン
11. 酢
12. 氷
13. 密閉容器入り飲料水
14. 天然ミネラルウォーター
15. パン
16. 落花生油
17. パームオイル
18. ココナッツオイル
19. 密閉容器入りのジャム、ゼリー、マーマレード
20. 蜂蜜
21. 玄米粉

**許可者の審査を受ける必要のある食品区分
(20 区分)**

1. チョコレート
2. 油及び脂肪
3. インスタント食品
4. 密閉容器入りソース
5. スナック食品、ベーカリー、主食となる一皿食品(告示第 394 号(2018 年)GDA の第 2 条【訳注：第 3 条】の(1)(3)(5)に基づく定義)以外のすぐに食べられる加工食品
6. ビタミン添加米
7. 香料
8. ゼラチン及びゼリー菓子
9. キャンデー
10. チューインガム
11. 一般食品、検査済みの植物及び製品
12. 一般食品、検査済みの調味料
13. 一般食品、検査済みのまだ食べられない各種食品を作るための製品
14. 茶
15. ハーブ茶
16. クリーム
17. バター
18. チーズ
19. マーガリン、バターブレンド、マーガリン製品及びバターブレンド製品

22. バターオイル

23. ギー

24. すぐに食べられる加工食品(保健省告示第 394 号(2018 年)、件名「栄養ラベル並びに GDA に基づくエネルギー、糖分、脂肪及びナトリウム値の表示義務を課す食品」の第 2 条【訳注：第 3 条】の(1)(3)(5)に基づく定義)

24.1 以下のスナック食品

(1) 揚げた又はカリカリに焼いたポテト

(2) 炙った、揚げた又はカリカリに焼いたトウモロコシ

(3) パリパリに炒めた、揚げた若しくはカリカリに焼いた米、又は蒸して膨らせたスナック食品

(4) 揚げた、カリカリに焼いた、焼いて塩味を付けた、又は味付けコーティングした豆、ナッツ又は他の植物の種類

(5) 揚げ海苔、カリカリに焼いた海苔、又は味付け海藻

(6) 線状又は板状に加工して揚げた、カリカリに焼いた、又は味付けした獣肉

(7) (1) - (6)項のものを 2 種類以上混ぜたスナック食品

24.2 以下のベーカリー製品

(1) サクサクしたパン、クラッカー又はビスケット

(2) 詰め物入りのウエハー

(3) クッキー

(4) ケーキ

(5) 詰め物の有無を問わない各種のパイ、ペストリー

24.3 冷蔵庫又は冷凍庫に保存しておく必要があるか否かを問わない、主食となる一皿食品

25. 一般食品、検査済みの動物及び製品

26. 一般食品、検査済みの粉及び製品

27. 一般食品、検査済みの砂糖

28. 一般食品、(選別及び包装された)特定種類の生鮮野菜又は果物

29. 監査を経た販売用容器入りの米

20. 一般食品、監査を経たスパイス

許可申請者は、製品に関する各種情報の詳細(合計して 100%となる配合成分の内訳、製造方法、保健省告示に基づく食品製品の検査・分析結果報告、品質又は規格が定められている食品グループに該当する区分の場合は原材料の品質又は規格(もしあれば)など)を用意し、事業所に情報を保管しておき、輸入する場合に担当官から要求されれば、食品・薬品税関で担当官に情報を提示すること。

食品輸入のための製造施設証明書の場合は、食品・薬品税関で担当官に証明書の原本を提示すること。原本を使用できない場合は、証明書のコピー(当該のコピー内容を保証すること)、又は当該の証明書を発行した機関、タイ国内に所在する製造国の大使館、国の機関、若しくは国が認定する **Notary Public** などの個人によるメッセージを使用すること(詳しくは食品・薬品委員会告示、件名「食品輸入のための製造施設証明書」参照)。



より詳しい情報はパブリックガイド、件名「特別規制食品以外の食品、栄養補助食品、ロイヤルゼリー、牛乳、フレーバーミルク、ヨーグルト、ミルク製品、アイスクリーム、密閉容器入り飲料、特別目的食品」でご確認ください。